

専決処分の報告について

交通事故に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 11 月 27 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和



専 決 処 分 書

交通事故に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 賠償金額

7, 323円

2 賠償の相手方

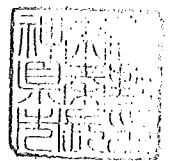
秦野市曾屋3541番地の3

株式会社アンケール

代表取締役 尾 池 育 徳

令和6年11月13日

秦野市長 高 橋 昌 和



事故の概要

(1) 発生日時

令和6年6月27日（木）午後3時34分

(2) 発生場所

秦野市東田原1042番地の7先

(3) 事故の状況

公共建築課職員の運転する公用車両が、上記場所の変則的な交差点に入
入する際に、前方の安全確認が不十分であったため、右側から走行してき
た株式会社アンケール所有の原動機付自転車の左側面と衝突し、双方の車
両が損傷した。

(4) 本市の責任原因

前方の安全確認不履行

(5) 本市の過失割合

50パーセント